

みどりの食料システム戦略の実現に向けた関係府省庁連携の取組

資料 4

(令和 6 年 1 月時点)

- 「みどりの食料システム戦略に関する関係府省庁連絡会議」を設置し（令和 4 年 4 月）、内閣府、金融庁、消費者庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省との連携体制を構築
- みどりの食料システム戦略に基づき、下水汚泥資源の肥料利用の拡大や学校給食における有機農産物の活用促進など、関係府省庁が連携した調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組を展開

みどりの食料システム法に基づく認定

・みどりの食料システム法に基づく事業者の認定【基盤確立事業を所管する省（財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）】

R5年までに、環境負荷低減に資する研究開発や機械・資材の販売等を行う60の事業者の取組を認定。化学肥料・化学農薬の低減に資する農業機械74機種がみどり税制の対象となっている。

・みどりの食料システム法の認定等による補助事業等の優遇措置等の実施【農林水産省、国税庁、文部科学省、環境省】

R5補正、R6当初から、みどり法の計画認定等により関係省庁予算においてポイント加算などの優遇措置等の実施。

地域脱炭素推進交付金【環境省】、学校給食地場産物・有機農産物使用促進事業【文科省】…特定区域での取組

日本産酒類海外展開支援事業費補助金、酒類業振興支援事業費補助金【国税庁】…基盤確立事業実施計画

下水汚泥資源の肥料利用の拡大

・「下水汚泥資源の肥料利用シンポジウム」の開催（R5年8月）【農林水産省・国土交通省】

下水汚泥資源の肥料利用の機運醸成を目的に、下水汚泥資源の肥料利用の意義や先進的な取組事例等を情報発信

・新たな公定規格の創設（R5年10月）【農林水産省】

下水汚泥資源を使用し、品質管理を徹底することで成分保証や他の肥料との混合が可能な、新たな公定規格「菌体りん酸肥料」を創設

・下水汚泥の肥料利用の促進【国土交通省】R5補正16億円

下水汚泥の肥料利用を拡大するため、地方公共団体による汚泥肥料化施設整備や肥料利用促進に向けた案件形成の支援及び採算性向上等のための技術開発の実施

・国内肥料資源利用拡大対策【農林水産省】R5補正64億円

堆肥等の高品質化・ペレット化等に必要の施設整備、ほ場での効果実証や機械導入等を支援

SAF（持続可能な航空燃料）の導入に向けた検討

・SAFの導入促進に向けた官民協議会の開催（R4年4月～）【経済産業省、国土交通省、農林水産省、環境省】

経産省、国交省が中心となって進める、SAFの導入にあたって技術的・経済的な課題を議論・共有し、官民一体となって取組を進める協議会を開催。

革新技術創出に向けた研究開発の推進

・将来の技術革新を支える、バイオマス生産・活用等に係る研究を推進【内閣府・文部科学省】

学校給食における有機農産物の活用

・有機農業産地づくり推進【農林水産省】R6当初7億円の内数、R5補正27億円の内数

有機農産物の学校給食等での利用など、有機農業の面的な拡大に向けて、生産から消費まで一貫した取組を地域ぐるみで進める市町村への支援

・学校給食地場産物・有機農産物使用促進事業【文部科学省】R6当初0.4億円

学校給食における有機農産物を活用する際の課題解決に向けた支援を充実させ、みどりの食料システム法に基づく有機農業の生産活動の促進を図る特定区域内で生産された有機農産物を活用する自治体を採択の際に考慮。

（再掲：みどり法の計画認定等による優遇措置等の実施）

みどりの食料システム戦略に基づき、
環境と調和のとれた食料システム
の確立に向け、
関係府省庁が連携した取組を展開

ESG金融の推進

・農林水産業・食品産業に関するESG地域金融実践ガイドダンス（第2版）の公表（R5年3月）【農林水産省】

・地域金融機関による農業分野での特徴的な取組事例のフォローアップ【金融庁】

食品ロス削減の推進

・フードサプライチェーンにおける課題解決や未利用食品の提供、消費者等の行動変容の促進、実態等の調査等を通じ、食品ロス削減を推進【消費者庁、農林水産省、環境省】

バイオマスの活用推進

・バイオマス産業都市の選定【内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

R5年までに101市町村をバイオマス産業都市として選定

脱炭素先行地域等の地域脱炭素の推進

・地域脱炭素推進交付金【環境省・関係省庁】R6当初425億円
脱炭素先行地域について、みどりの食料システム戦略推進交付金の採択を受けていることを、選定評価段階で考慮

R6年度重点対策加速化事業の採択にて、関係府省庁と連携した取組が複数ある場合に加点予定
（再掲：みどり法の計画認定等による優遇措置等の実施）

持続可能な食料・農林水産業に係る国際的な発信

・G7広島サミット、G7宮崎農業大臣会合、G20農業大臣会合、ASEAN+3（日中韓）首脳会議、日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議、日ASEAN農林大臣会合、COP28、COP15、FAO第43回総会、国連食料システムサミット2年後フォローアップ会合、APEC食料安全保障担当大臣会合



岸田総理大臣より、「日ASEANみどり協力プラン」に基づき、強靱で持続可能な農業・食料システムの構築及び地域の食料安全保障の確保に向けた協力を強化していく旨発信。（日本ASEAN友好協力50周年特別首脳会議（R5年12月））

写真：首相官邸HP

生物多様性の保全

・生物多様性国家戦略2023-2030を閣議決定（R5年3月）【環境省、関係省庁】

・農林水産省生物多様性戦略改定（R5年3月）【農林水産省】
・民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定【環境省】

消費者に向けた対外的な発信

・持続可能な社会の実現に向けた消費者向けシンポジウムの開催（R5年2月）【農林水産省、消費者庁】

・「あふの環」を通じたサステナブルな消費の促進（R2年度～）や、食と農林水産業に関わるサステナブルな取組の動画の表彰（R2年度～）【農林水産省、環境省、消費者庁】